

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年5月26日

静岡県知事 川勝平太 殿

提出者

住所 浜松市東区白鳥町2105

氏名 浜松生コン株式会社

代表取締役 鈴木 貞次

電話番号 053-421-0457

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	浜松生コン株式会社 新東生コン工場
事業場の所在地	湖西市新居町新居2780
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	窯業・土石製品製造業
② 事業の規模	生産量 レディーミクストコンクリート 20866 m ³
③ 従業員数	8名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ol style="list-style-type: none"> 戻りコンクリート及び配合ミス等の生コンクリートを固め場内の産業廃棄物保管場所に保管する。 保管場所からコンクリートくずを前田道路㈱(産業廃棄物処理業者)まで委託業者(産業廃棄物運搬車)にて運搬する。 前田道路㈱が場内で破碎処理を行い再生路盤材他とし利用される。

(日本工業規格 A列4番)

- 4.5.26

審査付

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制)

公害防止統括者（代表取締役） → 公害防止責任者（工場長） →
産業廃棄物管理者（品質管理課係長） → 従業員

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず
	排出量	2,921 t

(これまでに実施した取組)

製造工程において発生する廃棄物の発生を抑制する。

【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず
	排出量	2,300 t

(今後実施する予定の取組)

製造工程において発生する廃棄物の発生を抑制する。
戻りコンクリートを減少させるため顧客との連絡を密にし
適正な発注をお願いし減量化を図る。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	—
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	—

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			—

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			—
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			—

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(元年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず	
	全処理委託量	2921 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t
	再生利用業者への処理委託量	2921 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
戻りコンクリート及び配合ミス等の生コンクリートを場内で固化し 收集運搬業者に委託し、産業廃棄物処理業者にて破碎し全量 リサイクル製品として利用されている。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず	
	全処理委託量	2300 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理 委託量	t	t
	認定熱回収業者への処 理委託量	2300 t	t
(今後実施する予定の取組)			
戻りコンクリートを減少させるため顧客との連絡を密にし 適正な発注をお願いし減量化を図る。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。